

金沢市から転出される方へ

金沢市にお住まいの間は、市政運営にご理解・ご協力をいただきありがとうございました。
 転出届提出以降は、各種証明書発行は窓口のみとなります。(コンビニでの証明発行はできません)

【個人番号カード又は住民基本台帳カードによる転出・転入(「転入届の特例」)について】

個人番号カード等をお持ちの方、又は同一世帯内で個人番号カード等をお持ちの方と一緒に転出の届出をされた場合には、転出証明書の交付を受けなくても、転入先の市町村窓口で個人番号カード等を提示し暗証番号を入力することによって、転入の届出をすることができます。

また、個人番号カード等は、転入先の市町村でも継続利用が可能です。(ただし、電子証明は失効となります。)

【転入の手続きについて】

(1) 必要なもの

- ① 個人番号カード又は住民基本台帳カード(転入の届出の際に暗証番号の入力が必要)
- ② 届出人の印鑑(代理人が届出をする場合、委任状が必要)
- ③ 窓口に行かれる方の印鑑、本人確認書類等(運転免許証・健康保険証など)

(2) 転入届は、転入日から14日以内、転出予定日から30日以内に届出してください。

(3) 個人番号カード等は、次の場合は失効となるため、継続利用はできません。ご注意ください。

- ① 転入届をしないまま転出予定日から30日、又は転入日から14日を経過した場合
- ② 転入の届出をしてから90日を経過した場合

以下に該当する方は、それぞれ手続きが必要となります。(詳細は担当課までお問い合わせください。)

	金沢市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	登録証をお返してください(登録証は転出予定日より使用できません) 担当:市民課(220-2241)	必要な方は、改めて印鑑登録の手続きをしてください
国民年金に加入、受給されている方	金沢市での手続きは必要ありません 担当:保険年金課(220-2256)	受給されている方は、住所変更の手続きが必要です 新住所地にお問い合わせください
国民健康保険に加入されている方	保険証をお返してください 担当:保険年金課(220-2256)	改めて加入の手続きをしてください
後期高齢者医療に加入されている方	保険証をお返してください また、石川県外へ転出される方は負担区分証明書をお受け取りください 担当:保険年金課(220-2256)	改めて加入の手続きをしてください なお、石川県外に転入される方は、負担区分証明書を提出し、保険証の交付を受けてください
介護保険に加入されている方	保険証をお返してください 要介護(支援)認定を受けている方は、受給資格証明書をお受け取りください 担当:介護保険課(220-2264)	改めて加入の手続きをしてください 要介護(支援)認定を受けている方は、受給資格証明書を添えて転入日から14日以内に認定申請をしてください
子ども・障害者・ひとり親家庭等の医療証をお持ちの方	医療証をお返してください 担当:健康政策課(220-2233)	新住所地にお問い合わせください
3才以下の乳幼児の保護者の方		定期健康診断、予防接種について新住所地にお問い合わせください
児童手当を受けている方	所得証明書については、マイナンバー法に基づき、情報の提供を受けられる場合、提出を省略できます 勤務先によっては必要な場合がありますので詳細は当該事業所へご確認ください 担当:子育て支援課(220-2285)	印鑑、受給者の保険証のコピー、受給者の預金通帳を持参し、転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください
小・中学校(市立)に在学中の児童・生徒の保護者の方	学校から在学証明書・教科書給与証明書をお受け取りください 担当:教育総務課(220-2431)	新住所地の教育委員会にお問い合わせください

※ 上記以外についても、届出が必要となる場合があります。

★転出先の変更について

転出届の際に届け出た転出予定日や転出先が変更になった場合でも、転入の手続きができます。また、転出を取りやめるときは、個人番号カード又は住民基本台帳カードと印鑑を持参し、金沢市で転出取消の手続きをしてください。

※市区町村により異なる制度を実施している場合がありますので、新住所地にお問い合わせください。

〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市役所 市民局市民課

TEL 076(220)2241

FAX 076(224)2163